

雇用保険関係の届出・申請を行う事業主の皆様へ

電子申請のご利用をお勧めしています。

24時間
いつでも
申請可能!!

来所による届出・申請は、**16時まで**の提出にご協力ください。

★ 主要3手続きの電子申請利用率が7割を超えています！

※ 雇用保険の主要3手続き 資格取得届・資格喪失届・高年齢雇用継続給付

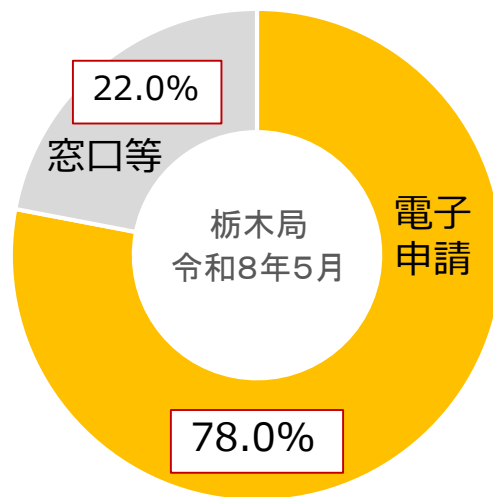
主要3手続きの電子申請利用率

雇用保険適用関係や雇用継続給付の届出・申請に、**電子申請**を利用する事業主の方が増えています。

来所による届出・申請をされている事業主の皆様は、是非、**電子申請**の利用をご検討ください。

また、**マイナンバー**を記載した届出用紙を持ち運ぶ必要が無い、**マイナンバー**の運用管理など、安全管理措置の負担が軽減されます。

※マイナンバーが必要な届出にマイナンバーの記載・添付がない場合は、不備がある届出書類として返却する場合がありますので、記載漏れがないようお願いします。



「電子申請」が便利です、是非ご利用ください。

◇ 電子申請なら、24時間、365日いつでも申請可能！

そのうえ、窓口での提出のような待ち時間はありません。（ただし、返戻には時間をいただくことがあります。特に年度当初の繁忙期には「資格喪失届（離職票あり）」を優先して返戻するため、その他の届出等の返戻には時間がかかることがあります。）

◇ 個人情報の持ち運びが不要！ 個人情報保護の観点から安全性が高まります。

◇ ハローワークに来所いただく手間も、書類を郵送する費用もかからないため、**時間とコストをかけずに申請できます！**

電子申請は



イーガブで!!

＜e-Govについて＞ e-Gov（イーガブ）とはデジタル庁が運営する行政サービスの総合窓口です。厚生労働省をはじめ、各省庁への申請や届出がオンラインで行えます。

▶ e-Govの操作方法等については「e-Gov利用者サポートデスク」にお問合せください。

電話番号：050-3786-2225

e-Gov ポータルへお問合せ：<https://www.e-gov.go.jp/contact>

＜参考＞

- e-Gov電子申請 <https://shinsei.e-gov.go.jp>
- 雇用保険手続マニュアル <http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>



e-Gov



マニュアル

※電子申請を行うには「電子署名」が必要となります。令和2年4月から一部の申請について無料で取得できるGビズID（デジタル庁 <https://gbiz.go.jp>）による申請も可能になりました。



都道府県労働局・ハローワーク

LL080925栃保01